

荷主と運送事業者の協力による 取引環境と長時間労働の改善に向けた ガイドライン



紙・パルプ（家庭紙分野）物流編



荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

紙・パルプ（家庭紙分野）物流編

◆ 紙・パルプ（家庭紙分野）における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会

荷主と運送事業者の協力による 取引環境と長時間労働の改善に向けた ガイドライン

紙・パルプ（家庭紙分野）物流編

本ガイドライン策定の経緯

1

トラック運送事業の現状

2

紙・パルプ（家庭紙分野）物流における問題課題、 解決的方向性、取組事例

6

1 車両集中の分散化

1-1 荷卸し時間の事前指定

1-2 予約受付システムの導入

1-3 車両集中分散化の各種手法

9

2 手荷役の解消

パレット納品の推進

15

3 附帯作業の見直し

荷卸し後の作業の役割分担の明確化

17

4 物量の平準化

発着荷主間での発注計画の共有・調整

19

5 店舗配達方法の改善

5-1 駐車場所の共同確保

5-2 共同集配（吉祥寺の例）

21

6 荷積み・荷卸し場所等の集約

荷積み場所の集約

25

III 紙・パルプ（家庭紙）物流における今後の取り組みの方向性

28

IV 参考資料

32



平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、自動車の運転業務についても、改正法施行から5年後となる令和6年4月1日から、年960時間の上限規制が適用されることとなった。しかし、労働基準監視法や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の違反が高水準で推移する中で、現状のままでは、上限規制を遵守しながら現在と同水準の物流を確保することは困難と考えられている。また、トラックドライバーは脳・心臓疾患の労災支給決定件数も多く、取引環境の適正化や労働生産性の向上等の長時間労働是正に向けた環境整備に資する実効性ある具体的な取組を速やかに実施する必要がある。

その一環として、国は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となって「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」を設置し、トラック運送事業者と荷主とが連携して荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るための実証実験を平成28年度から実施した。その成果を「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として取りまとめ、「ホワイト物流」推進運動セミナー等の場で周知を行っているところである。

このような取り組みに加えて、調査の結果、荷待ち時間の件数が特に多かった輸送分野（加工食品、建設資材、紙・パルプの3分野）について、平成30年度から、それぞれガイドラインの幅広い関係者が参画する「物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」を開催し、今般、それぞれの輸送分野専門の課題の洗い出しや、実証実験、実態調査等を踏まえた解決方策の検討を行った成果として、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン 加工食品物流編」「同 建設資材物流編」「同 紙・パルプ（家庭紙分野）物流編」を取りまとめた。

今回検討の対象となつた各輸送分野の関係者は運送事業の現状を喫緊の課題と捉え、このガイドラインを参考に、荷主とトラック運送事業者が自主的・積極的に取引環境と長時間労働の改善に取り組まれることを期待するものである。

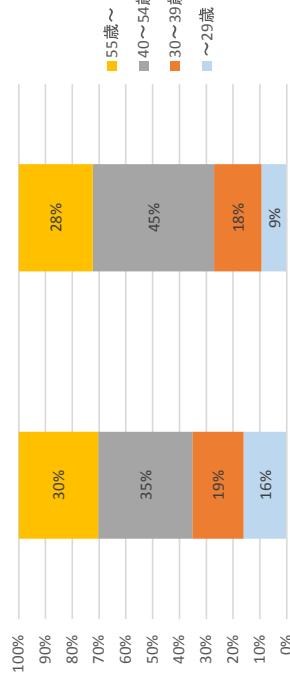
I トラック運送事業の現状

1 トラック運送事業の現状

1 今後のトラック運送事業の見通し

すでにトラック運送事業における人手不足は深刻な問題になりつつあるが、産業の中核を担っている45歳から59歳のドライバーが今後10年から15年以降に退職していく場合、女性や若者などの新たななり手が現れない現状のままでは、人手不足が一層深刻化すると考えられる。

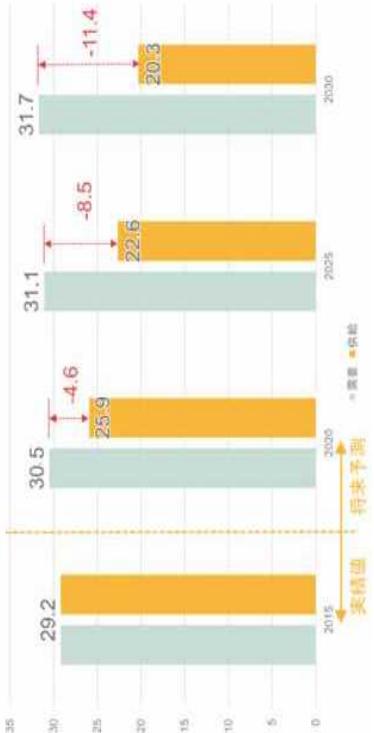
トラックドライバーの年齢構成



(出所) 「ロジスティクスコンソーシアム2020」(日本ロジスティクスシステム協会)

人手不足がさらに深刻になれば、現状のトラックの調達コストの上昇にさらに追い打ちをかけることは明らかであり、「物を運びたくても運賃が高くて運べない」といった状況や、そもそも「物を運びたくてもトラックがなくて運べない」という状況に直面する時代がそう遠くない将来に訪れることが予想される。日本ロジスティクスシステム協会によれば、このまま何の対策も講じなければ、2030年には需要全体の35.9%が運ぶことができないという推計結果がある。

営業用貨物自動車の需給バランス

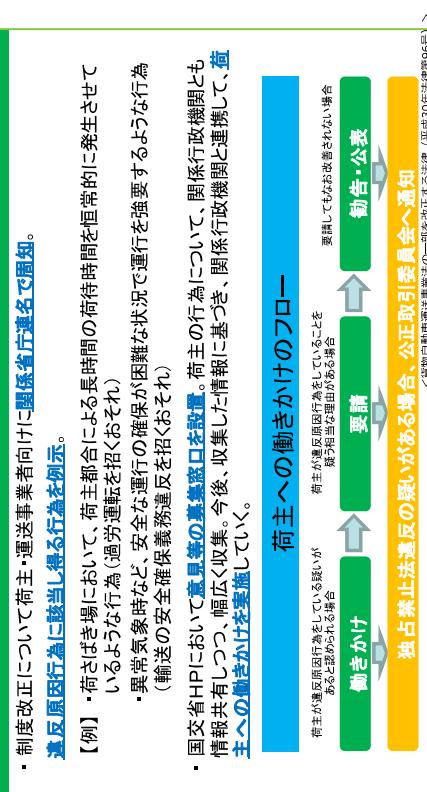


(出所) 「ロジスティクスコンソーシアム2020」(日本ロジスティクスシステム協会)

2 トラック運送事業を取り巻く制度面の変遷

これまでにも荷待ち時間等の記録義務付け（平成29年7月）、運賃、料金の範囲の明確化（平成29年11月）、荷役作業等の記録義務付け（令和元年6月）等、荷主との取引適正化に向けた措置を講じてきたところであるが、平成30年12月に公布された改正貨物自動車運送事業法では、荷主（着荷主や元請事業者も含む。）の配慮義務が新設され、上記を含めた法令をトラック運送事業者が遵守できるよう荷主は配慮しなければならなくなった。

荷主対策の深化関係（令和元年7月1日施行）



また、同改正法の中では、国がトラック運送事業の「標準的な運賃」を告示することとされた。「標準的な運賃」は、トラック運送事業の能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを基準とし、トラックドライバーの労働時間や賃金といった労働環境水準を大幅に改善することを目的としている。

「標準的な運賃」は公定運賃ではないものの、現在の実勢運賃では、従業員の賃金アップや新たなドライバーの雇用に十分な投資ができるない事業者が多いことから、トラック運送事業者から荷主に対する「標準的な運賃」を基にした交渉が行われる場面が増えることが予想される。よって、荷主側においても積載率の向上等の輸送効率化策を検討する必要性が生じると考えられる。

標準的な運賃の告示制度の導入



(出所) 「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）」

I トラック運送事業の現状

3 トラック運送事業の健全な発展に向けて

④ トラックドライバーの人手不足を解消するためには、物流の過程で発生している荷待ち時間等のムダの排除や、機械荷役への転換等の作業の効率化、共同配達等の輸送効率の向上等に取り組む必要があるが、これらの取り組みは荷主の協力なくしては実現しない。また、トラック運送事業者と契約関係にある発荷主がいくら物流改善に取り組んだとしても、着荷主の協力が得られなければ十分な取り組みの効果は得られない。さらには、当該発着荷主よりもサプライチェーンの供給部門方面または最終消費者方面に位置する関係者の協力がなければ、これらの取り組みを継続的に進めることは困難である。

そのため、まずはサプライチェーン全体の関係者が危機感を持つて物流面の課題を認識する必要がある。また、各関係者内においては、物流部門だけではなく、企業のトップ、営業部門、企画部門も含め、一丸となって物流課題の解決に取組む必要がある。

⑤ その第一歩としては、サプライチェーンの各関係者が「ホワイト物流」推進運動に参加し、物流改善のために自社で何ができるかを検討し、これを実践することが適当ではないかと考える。これが、各関係者が「荷主配慮義務」の責を果たすきっかけとなり、ひいては社会的責任を果たすことにもつながることとなる。

II 紙・パレット（家庭紙分野）物流における問題課題、解決の方向性、取組事例

「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト



紙・パレプ（家庭紙分野） 物流における問題課題、解決の方向性、取組事例等

【家庭紙物流における課題の特徴】

- ・家庭紙製品は単価が安いため、メーカーと卸売業者との間の幹線輸送においては、新たな設備投資コストを価格に転嫁しづらいなかで、パレット化等の物流効率化に向けた取り組みを進めているがなくではない状況にある。
- ・また、家庭紙製品は高張るため、規模の小さい小売店舗においては在庫を持つことができず、日々必要数量を配送する少量多頻度納品となつており、単価が安い（＝運賃が安い）ことと相まって、運送事業者の経営を圧迫している。

現状・課題

荷積み・荷卸し時間が同じ時間帯に重なり、限られた荷役スペースに多くのトラックが集中している。

家庭紙は製品荷姿が高く軽量で単価も安いため、ケース当たり単位コストの引き下げを要求されることはから、車両積載率を上げるために直積みによる荷役による荷役による直積みとなっている。

ドライバーが荷積み時、荷卸し後に附帯作業を実施している。

着荷主の発注量が時期により大きく変動するこから、発注量が増大する繁忙期には物流への業務負荷が大きくなる。

市街地では、小売店舗への商品配送のための車両の駐車場所が設置されておらず、路上駐車を余儀なくされるケースがある。

メーカーが複数の倉庫を保有しており、複数箇所の倉庫を巡回して積み込みしている場合がある。

解決の方向性

車両集中の分散化

- 1-1 荷卸し時間の事前指定 → (p.9)
- 1-2 予約受付システムの導入 → (p.11)
- 1-3 車両集中分散化の各種手法 → (p.13)

手荷役の解消

- 2 パレット納品の推進 → (p.15)

附帯作業の見直し

- 3 荷卸し後の作業の役割分担の明確化 → (p.17)

物量の平準化

- 4 発着荷主間での発注計画の共有・調整 → (p.19)

店舗配達方法の改善

- 5-1 駐車場所の共同確保 → (p.21)
- 5-2 共同集配送（吉祥寺の例） → (p.23)

荷積み・荷卸し場所等の集約

- 6 荷積み場所の集約 → (p.25)
- Topic 効率化に向けた「集約」 → (p.27)

取組事例・調査結果等

- 1-1 荷卸し時間の事前指定 → (p.9)
- 1-2 予約受付システムの導入 → (p.11)
- 1-3 車両集中分散化の各種手法 → (p.13)

1 車両集中の分散化

1-1 荷卸し時間の事前指定

現状

- 荷積み・荷卸し時間が同じ時間帯に重なり、限られた荷役スペースに多くのトラックが集中している。
- 受付時間順により荷積み・荷卸しの順番が決定されるケースでは、荷待ち車両が恒常に発生するケースがある。
- 集中する車両の台数次第では、長時間の荷待ち時間が発生するケースがある。

課題

- 車両の荷待ちが問題となっている施設を運営する側の荷主が、荷積み・荷卸し場所の状況（バース数）や施設の特性（取扱品目等）を踏まえて、車両を分散化するための手法を導入する。
- 車両分散化の手法を検討する際には、取引の相手方となる荷主、トラック運送事業者等の意見を確認する。

解決方策

取組事例

Before (改善取組前)

- 1カ所しかない納品場所に複数のトラックが集中し、常に荷待ち時間が発生している。

経緯

After (改善取組後)

- 着荷主がトラック集中時間帯について、荷卸し時間を指定することで混雑時の荷待ち時間が解消。

着荷主のメリット

- ・時間指定制の導入により、トラック運送事業者との事前調整、時間指定など、事務的な調整時間が増加したことや、翌日の指定時間をファックスで送信するため、約1時間の事務時間を要しているが、庫内作業の効率化（リフトマンの稼働率向上等）等、それを上回るメリットを先した。

Before

- 効果
- 荷待ち平均時間：37分/台
- 事務時間：0分

After

- 荷待ち平均時間：15分/台
- 事務時間：+60分×1名

取組のポイント

発着荷主、
トラック運送
事業者等と
協議

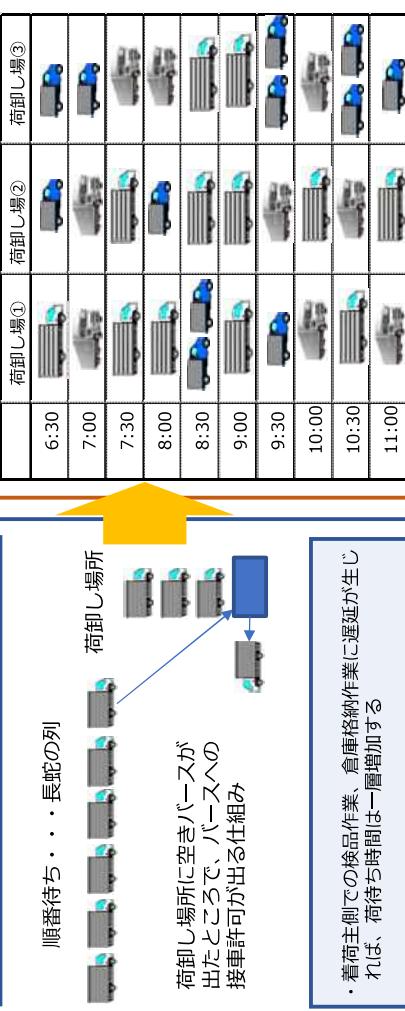
- ・着荷主は一方的に時間指定するのではなく、取引の相手方となる荷主やトラック運送事業者の運行計画や意向を踏まえ、時間指定件の希望について確認した。

Before 受付時間順

- ・荷卸しの受けが先着順
- ・荷卸しバースに空きが出れば、荷待ち車両に接車許可
- ・荷待ち車両は、受付時間が早い順からバース接車許可が出される

After 荷卸し時間 事前指定

- 発荷主から、予め納品数量、荷姿、荷卸し方法、業者名等の情報の報告を求め、倉庫内作業の効率性を考慮し、納品希望時間と接車許可を踏まえ、荷卸し作業の時間枠を着荷主が指定 ○発荷主の固定枠として時間指定することもある



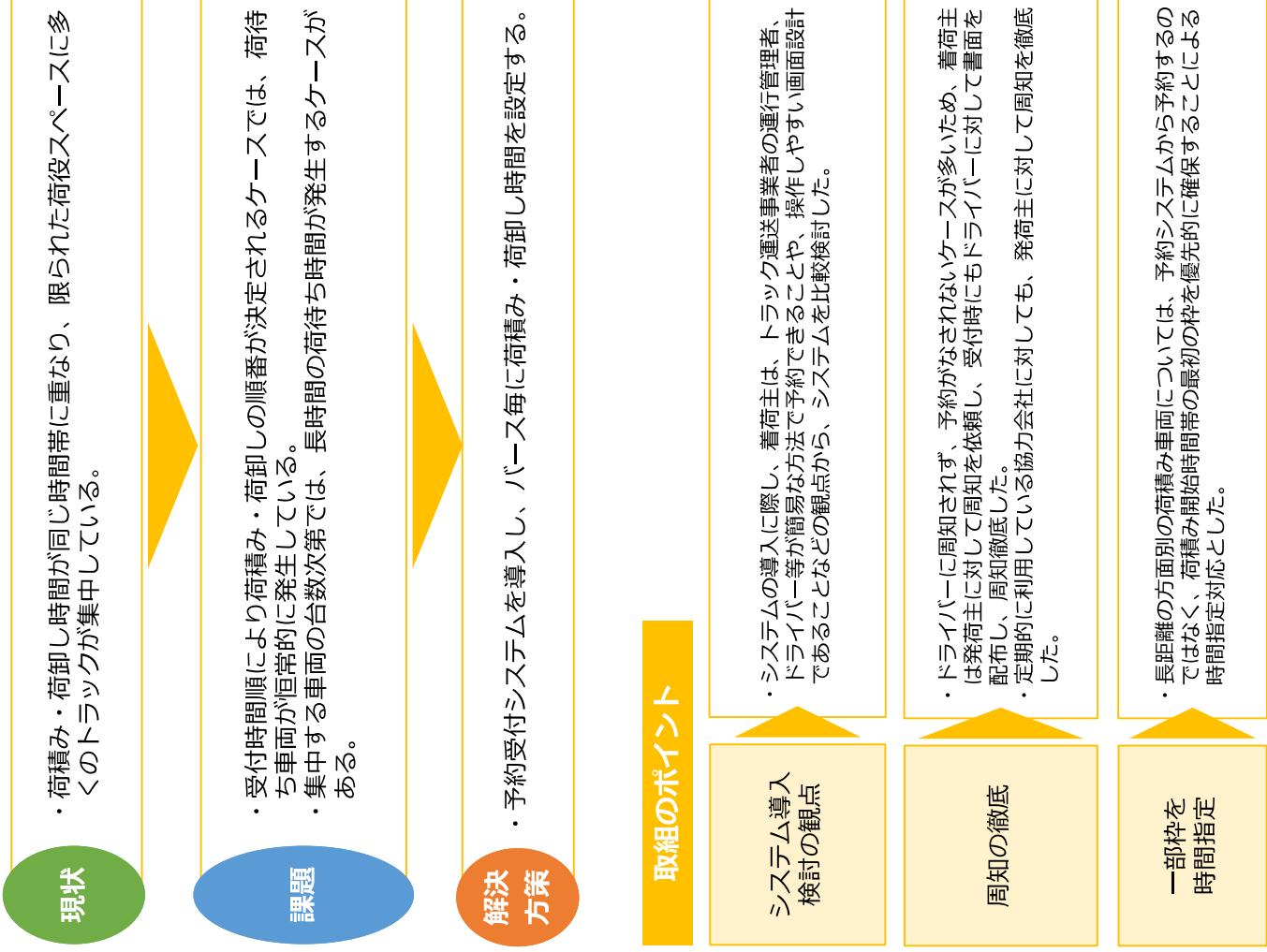
- ・発着荷主は、定期的にトラック運送事業者、倉庫事業者等に対して改善点等に関するヒアリングを実施し、運用の見直しを行った。
- ・荷待ち場所が変わるためにドライバーの労働時間が減少しないケースがあることから、運送委託者は定期的にドライバーの労働時間の実態を聞き取り等により確認した。
- ・指定時間に遅延した場合、最後の時間帯に回されるケースがあるが、ドライバーの安全運行に影響が想定されるため、バースに空きがあれば随時バース接車を許可するなど柔軟に対応できるルール設定が望ましい。

指定時間を
遅延した場合の
対応

- ・着荷主側での検品作業、倉庫格納作業に遅延が生じれば、荷待ち時間は一層増加する

1 車両集中の分散化

1-2 予約受付システムの導入



取組事例

Before (改善取組前)

○製紙工場の荷積みにおいて、午前積み、宵積みの特定時間帯に車両が集中し、ドライバーの長時間の荷待ち時間が発生していた。



経緯

・長距離運行するドライバーの1日の拘束時間（改善基準告示）を遵守することが困難になってしまったことから、トラック運送事業者から改善の申し入れがあった。

After (改善取組後)

○発荷主は荷積み時、構内で荷待ちする車両が多く、構内スペースが占有され、作業安全の確保時間が縮減した。

発荷主のメリット

・発荷主は荷積み時、構内で荷待ちする車両が多く、構内スペースが占有され、作業安全の確保に課題があつたが、荷待ち車両台数の削減により、構内作業の安全が確保された。

Before

効果	平均荷待ち時間	構内荷待ち車両台数
	65分	10台

After

効果	平均荷待ち時間	構内荷待ち車両台数
	35分	4台

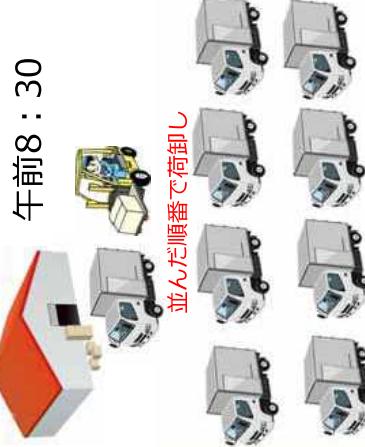
Before

受付時間制のため、特定時間帯に車両集中
午前8：30



After

受付時間制のため、特定時間帯に車両集中
午前8：30



荷卸しのための待機車両

予約時間 午前8：50

荷卸しのための待機車両は減少

1 車両集中の分散化

1-3 車両集中の分散化の各種手法

車両分散化の手法例

荷卸し時間の事前予約

- トラック運送事業者等が電話、FAX、インターネット等で荷卸し時間を事前予約する方法。
- 自動倉庫が導入されているなど、倉庫運用実態に整合性が確保されている場合、トラック予約受付システムがより有効に機能。

荷卸し時間の事前指定

- 着荷主が事前に荷卸し時間を指定する方法。
- 特に、製造ラインへの資材供給順、倉庫格納順、作業順序が決まっている製品の納入等に有効。

専用荷卸し時間枠の設定

- 発着荷主、トラック運送事業者が事前協議し、特定時間帯を当該トラック運送事業者専用の荷卸し時間として指定する方法。
- 多頻度で（毎営業日）、車単位でパレット荷卸しができる場合に有効。

荷待ち時間情報の提供

- 着荷主の倉庫内作業の特性から受付時間制を変更できない場合、着荷主から月別・曜日別、時間帯別の荷待ち時間情報（予測情報）を提供し、長時間の荷待ち時間を避けて運行計画を立案するよう、着荷主側から促すことで車両の分散化を図る方法。

荷卸し時間帯の拡大

- 荷卸し時間帯を現状よりも拡大する方法。例えば、午前8時から11時までの荷卸し時間帯を午前5時から12時までの時間帯を拡大することで車両の分散化がなされ、荷待ち時間が削減される。
- 例えば、22時前後から到着する長距離輸送の車両が多い倉庫棟では、荷卸し開始時間と早朝時間帯に拡大することが荷待ち時間の削減に有効。

◆成功事例のポイント
・着荷主の荷受け作業、保管スペース等の倉庫の運用実態を考慮して、納品される製品ごとに予約時間を決定した。

◆失敗事例の原因
・荷受け順序、保管スペース、作業員の配置状況を考慮した運用を検討しないままに、トラック予約受付システムを導入し効率的な運用ができなかつた。
・車両台数、受入れ貨物量、バース数等を踏まえ、トラック予約受付システムの設計をすべきところ、十分な検討をしないままに導入し、結果的に全く機能しなかつた。

参考：「トラック予約受付システム」のご案内
http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/track_reservation_system.pdf

◆成功事例のポイント
・効果を確認の上、トラック運送事業者とも定期的に意見交換、要望の確認を実施し、時間枠を定期的に見直し。

◆失敗事例の原因
・着荷主側での生産計画の遅延が頻繁に発生するため、荷積み作業の遅延が発生し、指定時間が守れなかつた。
・着荷主側からの一方的な時間指定により、トラック運送事業者が効率的な運行計画を立案できず、機能しなくなつた。

◆成功事例のポイント
・パレット納品、共同配送など荷役作業の効率化に取組む発荷主に対するインセンティブとして設定した。

◆失敗事例の原因
・発荷主、トラック運送事業者への説明と周知が不十分であつたため、多くのドライバーからクレームがあり、それに対して倉庫作業員が対応しきれなかつたことから運用を取り止めた。
・繁忙時期には荷さばきスペースに仮置き貨物が溢れ、荷卸し作業が開始できず、時間枠内に作業ができなかつた。

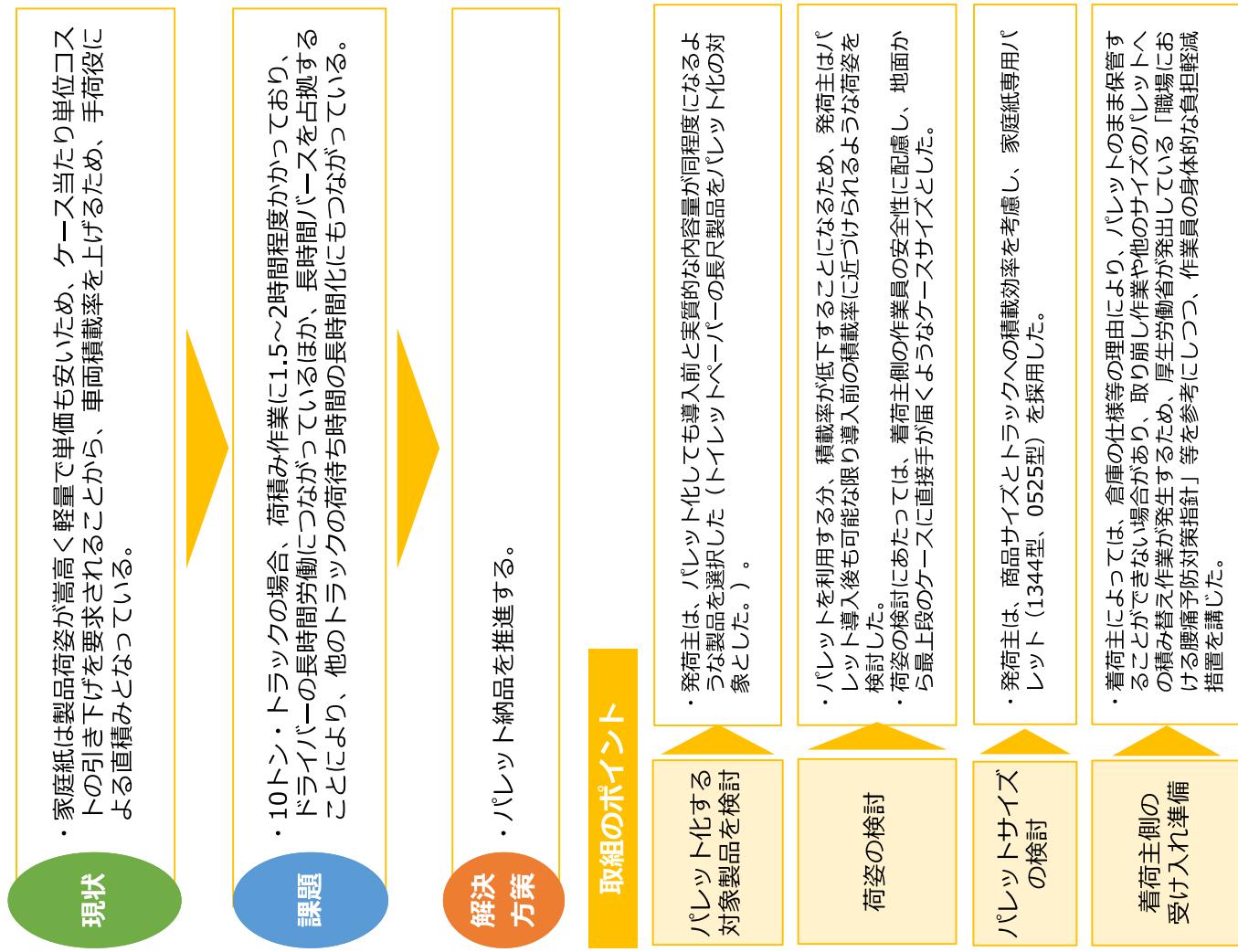
◆成功事例のポイント
・多頻度で納品する地場のトラック運送事業者は荷卸し回数が多く、配達ルートを柔軟に組替えることができるので、荷待ち時間が最も短い時間帯に荷卸しするよう運行計画を変更した。

◆失敗事例の原因
・日別、時間帯別の荷待ち時間情報が充分に周知されていない場合（倉庫先、小口の発荷主等）は、荷待ち時間情報を持握しておらず、車両が集中する時間帯に入構するため、荷待ち時間発生の原因となつた。

◆成功事例のポイント
・バースを開ける時間帯が長くなることで、倉庫の作業員は出荷作業、荷受け作業いずれにも対応する必要が生じることから、社内研修やマニュアルの整備を行った上で、出荷作業員が荷受け作業を兼務することで、作業効率を向上させた。

◆失敗事例の原因
・出荷作業と入荷作業などで作業員を明確に区分したため、作業が少ないと作業員の余剰が発生するなど、作業員を効率的に活用できなかつた。

2 手荷役の解消 パレット納品の推進



取組事例

Before (改善取組前)

○ティッシュペーパーやトレイルトロール等はケースの大きさが嵩高く軽量で単価も安いため、車両積載率を高めて物流コストを低減させたために、手荷役による直積みどなつている。

経緯

- 長時間の手荷役を理由に、家庭紙の輸送がトラック事業者が敬遠されるようになってしまったことから、手荷役を解消しないければ将来的に安定的な輸送を確保できない危機感があった。
- 家庭紙専用のレンタルパレットを活用しつつ、長尺製品を対象とし余った荷台に若干のバラ積み製品を積み込んだことにより、積載率を大きく低下させることなく、製品出荷時、納品時ににおけるドライバーの荷待ち時間を大きく減少させることができた。

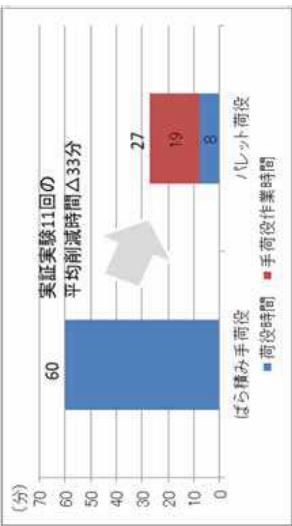
After (改善取組後)

着荷主のメリット

Before	After
効果 ドライバー一作業時間：60分 荷受側一作業時間：60分	ドライバー一作業時間：27分(▲55%) 荷受側一作業時間：26分(▲57%)

荷卸時：ドライバーの作業時間

- 卸業者（保管倉庫）では、ばら積み手荷役からパレット荷役による荷卸し作業60分から▲57%縮減し、パレット納品作業時間26分へ改善。
- 手荷役を変更しないソリューション適用

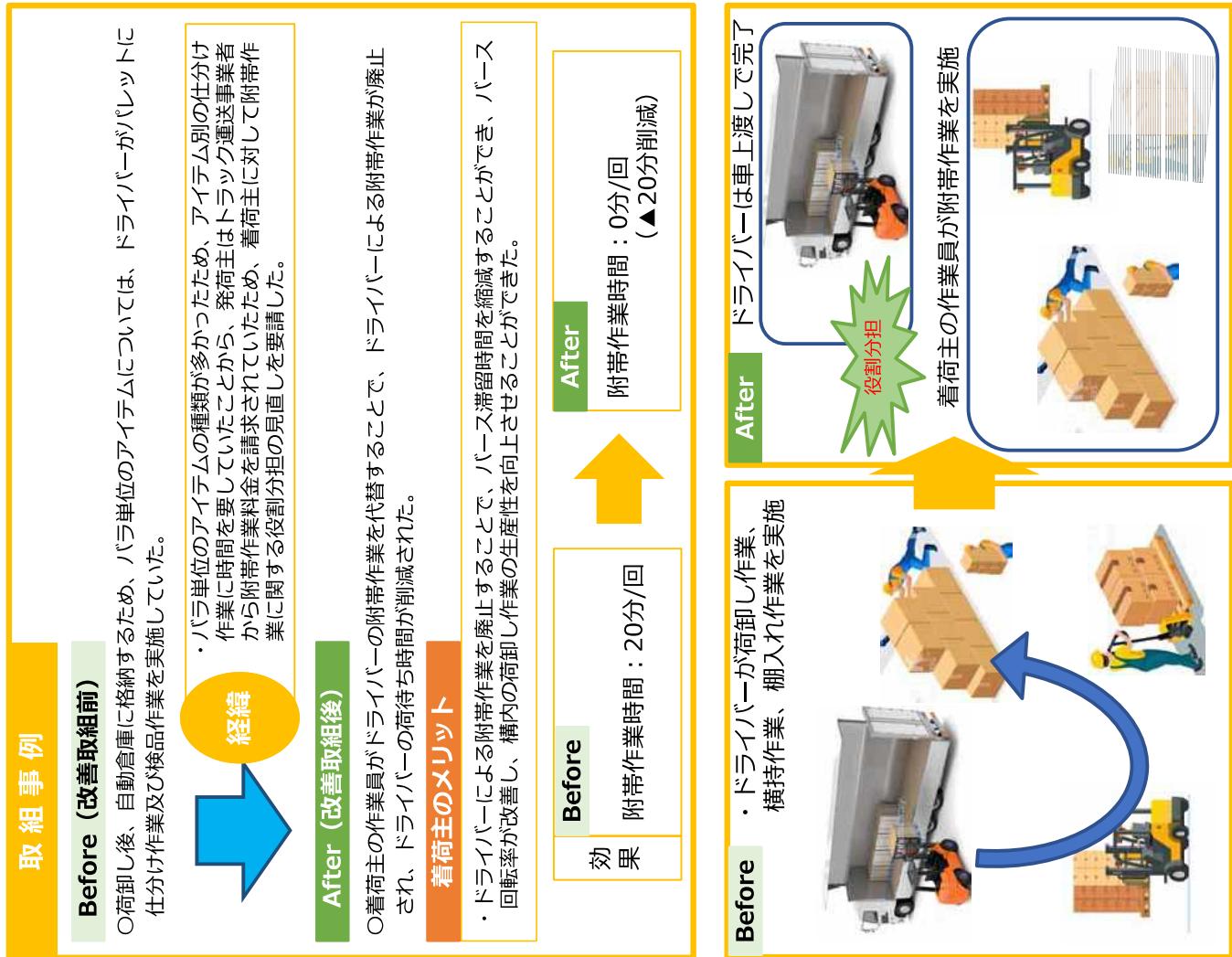
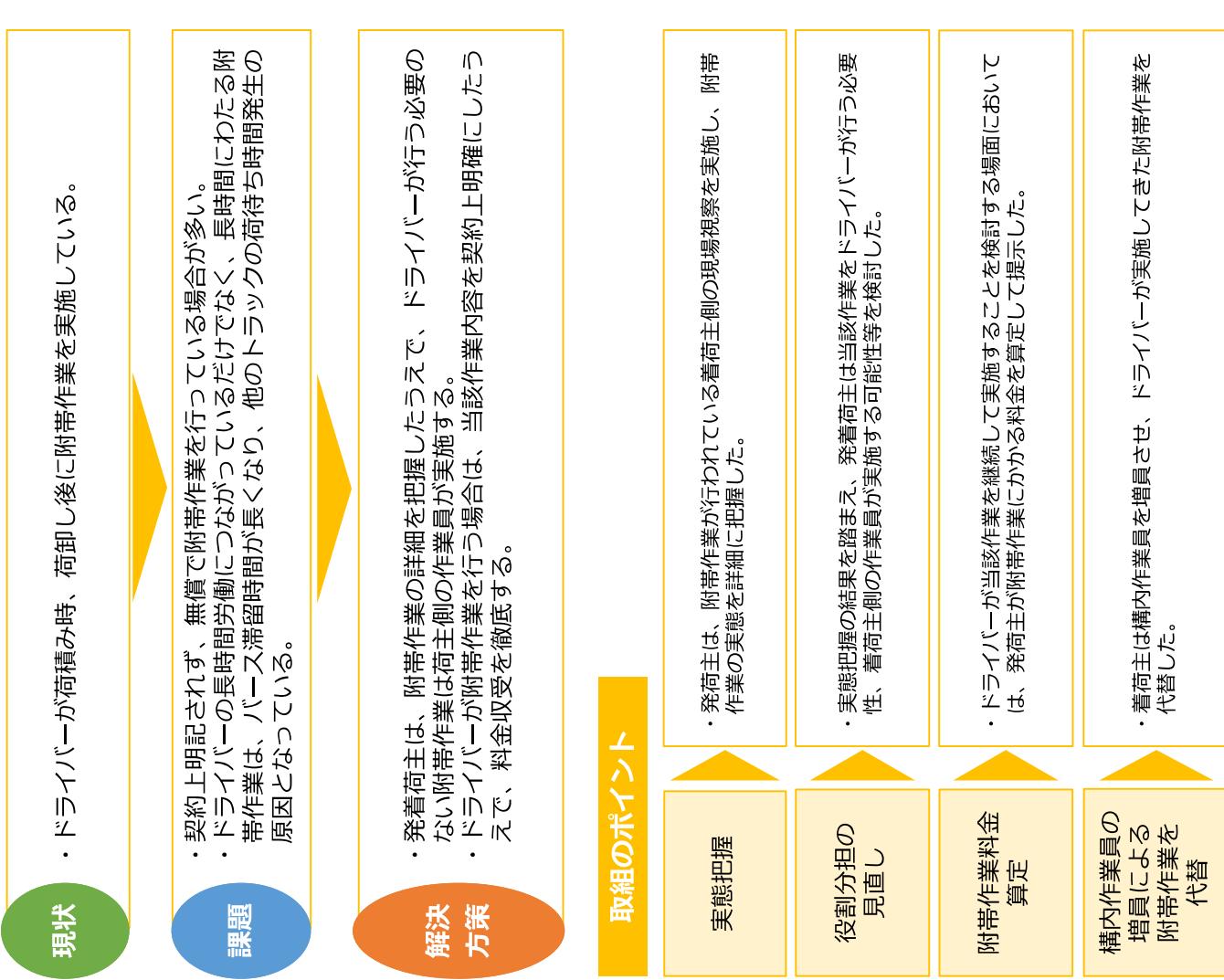


荷卸し作業

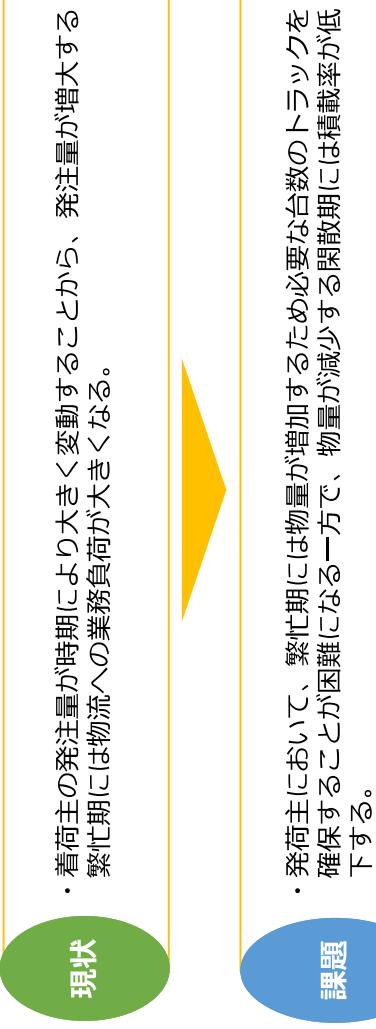


↑
保管庫での
保管状況

3 附帯作業の見直し 荷卸し後の作業の役割分担の明確化



4 物量の平準化 発着荷主間での発注計画の共有・調整



取組事例

Before (改善取組前)

○大型連休前、年末、週末（売り出し）には、受注量が大幅に増加するが、これに対応するために臨時的にトラックを調達しなければならなくなっていた。

経緯

・物流コストが割高で、本社サイドからの見直しの要請が強くあつた。

After (改善取組後)

○着荷主が事前に発注計画を電子データで発荷主に共有することで、発荷主は納品数量を予測できただため、簡単な方法で納品計画を立てることができるようになり、出荷量を平準化でき、車両を確保しやすくなった。

着荷主のメリット

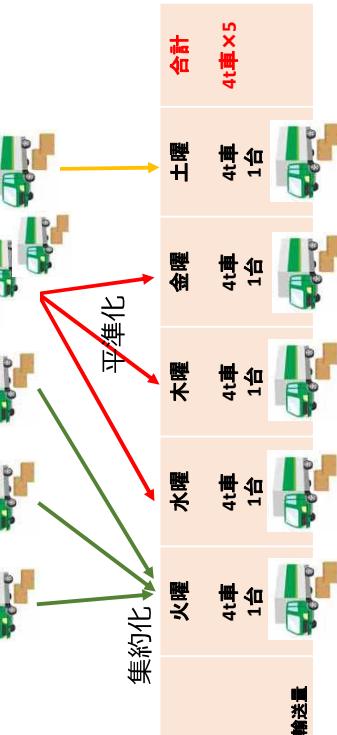
・在庫の増加により保管コストの増加が見込まれたが、平準化に合わせてトイレットロールの既存製品をコンパクト製品に切替えたことにより、センター倉庫、小売店/バックヤードで在庫対応できただため、保管コスト増とはならなかつた。

Before

効果 平均積載率：83%

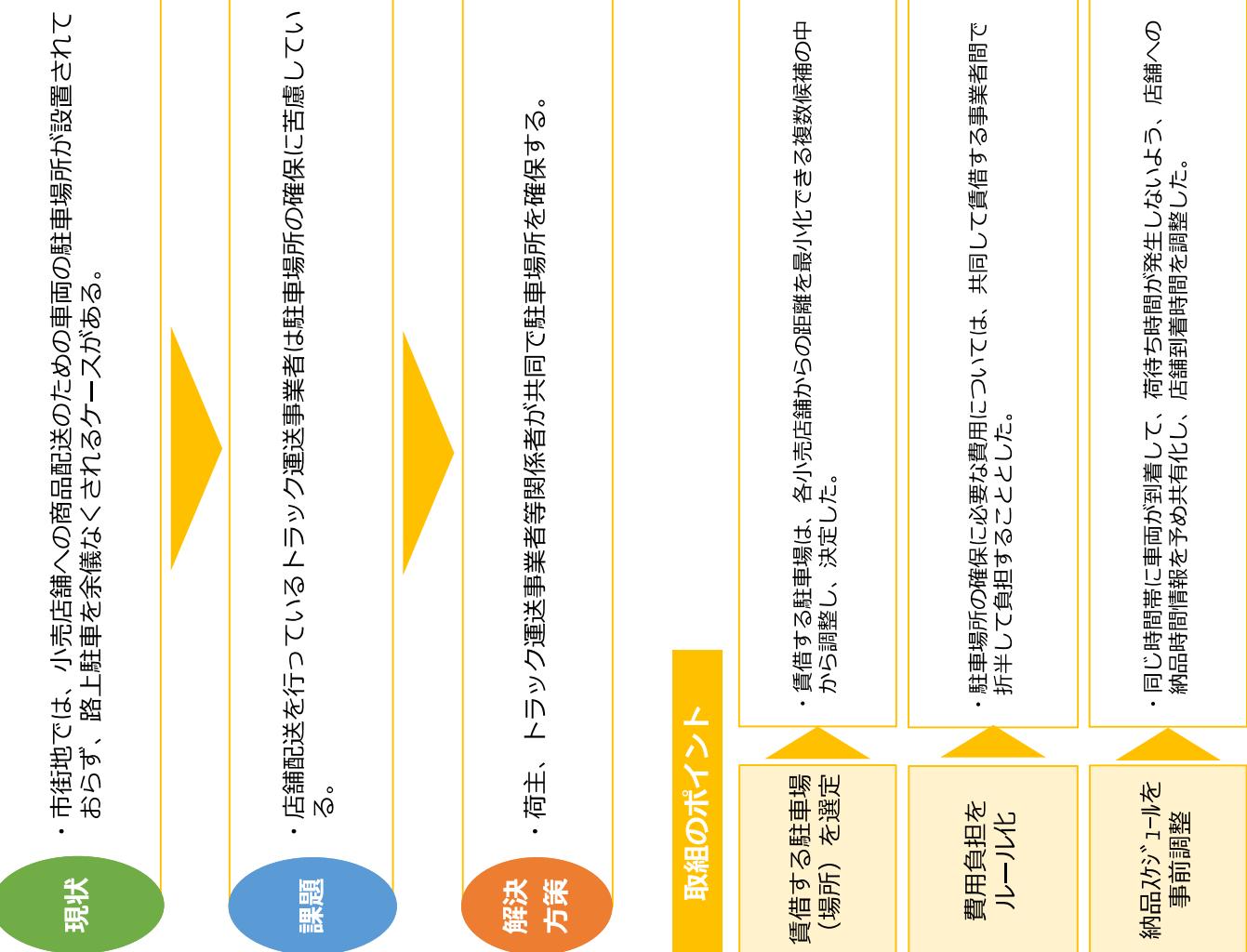
After

平均積載率：93% (+10%改善)
納品回数減少：2便削減/週



5 店舗配送方法の改善

5-1 駐車場所の共同確保



5-2 共同集配送（吉祥寺商店街の例）

店舗配送方法の改善

現状

- ・商店街の中にある小売店舗への商品配送のための車両の駐車場所が確保できない場合がある。
- ・駐車場所から店舗まで距離がある場合には、納品作業に時間要している。

課題

- ・店舗配送を行っているトラック運送事業者は駐車場所の確保に苦慮している。

解消 方策

- ・商店街周辺の納品車両を削減するために、共同配送センターを設置し、車両の駐車場所、荷さばき場所を集約化する。

取組事例

Before（改善取組前）

○吉祥寺商店街及び周辺には、小売店舗への配送業者の多くの車両が路上に駐車し、渋滞が恒常に発生していた。



After（改善取組後）



- ・吉祥寺商店街及びその周辺には、配送業者の多くの車両が路上で荷さばき作業等を行っていたことから、渋滞の原因等にもなり、魅力的な商店街づくりの阻害要因となっていた。

経緯

商店街のメリット

○日頃から常態化した「路上での荷さばき作業」等を削減するため、商店街協同組合が共同配送センターを設置し、そこを拠点に台車に載せ替え納品作業を実施した。

効果

路上駐車台数：2,464台
(12時間対象に、白・緑ナンバーの貨物車を調査)

路上駐車台数：1,256台
(▲49%)

After

Before

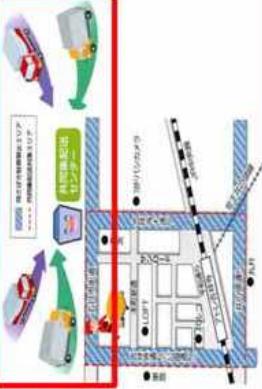
・共同配送センターは商店街の共同配送センターを設置し、当該センターの配達員は配送店舗別に貨物を集約化して台車、力ゴラック等で納品した。

・共同配送センターの運用ルールなど基本的な運用ルールを明文化し、関係者に共有化した。
・共同配送センターの運用状況、商店街周辺のトラックの荷待ちの状況、円滑な納品体制など、定期的にフォローアップすることで、トラック運送事業者や小売店舗のニーズに即した運営を目指した。

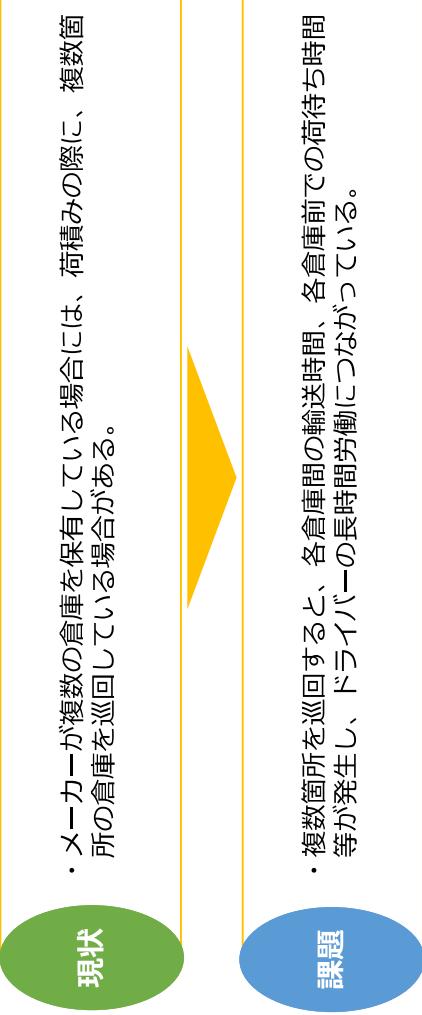
定期的
フォローアップ

After

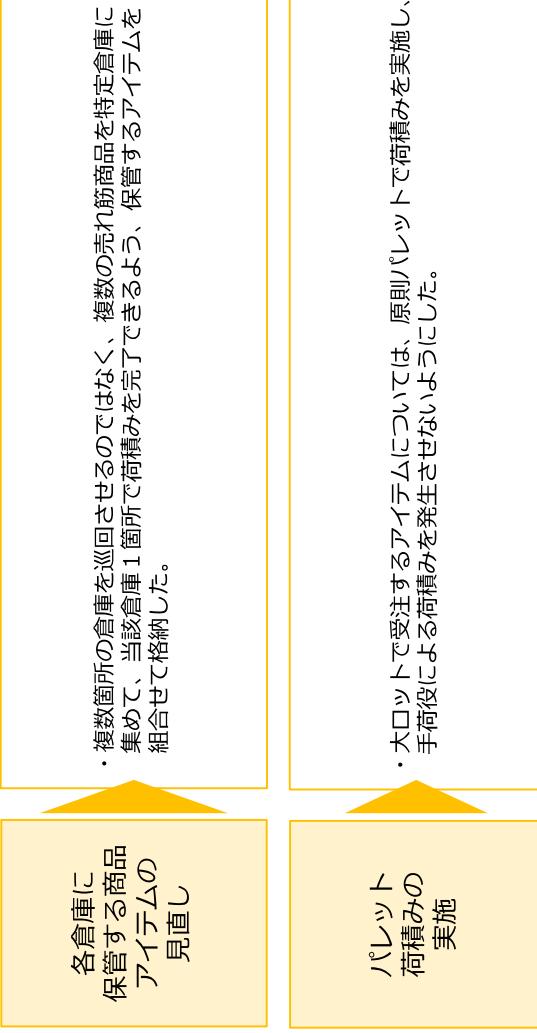
共同配送場に集約して納品することで、商店街地区の荷さばき駐車車両を削減。納品業者各社の荷物を取りまとめて配達することで、まちなかの台車が減少。



6 荷積み・荷卸し場所の集約 荷積み場所の集約



取組のポイント



取組事例

Before (改善取組前)

○家庭紙製造工場では、製品が工場構内の複数の倉庫に分散して格納保管されていたため、荷積みでは複数の倉庫を巡回して荷積みする必要があった。



・荷積み時に車両が集中するため、1台当たりの構内滞留時間を削減し、構内での生産性向上を図る必要があった。

After (改善取組後)

○1~2箇所の倉庫での荷積作業で完了し、構内滞留時間が10%削減された。

発荷主のメリット

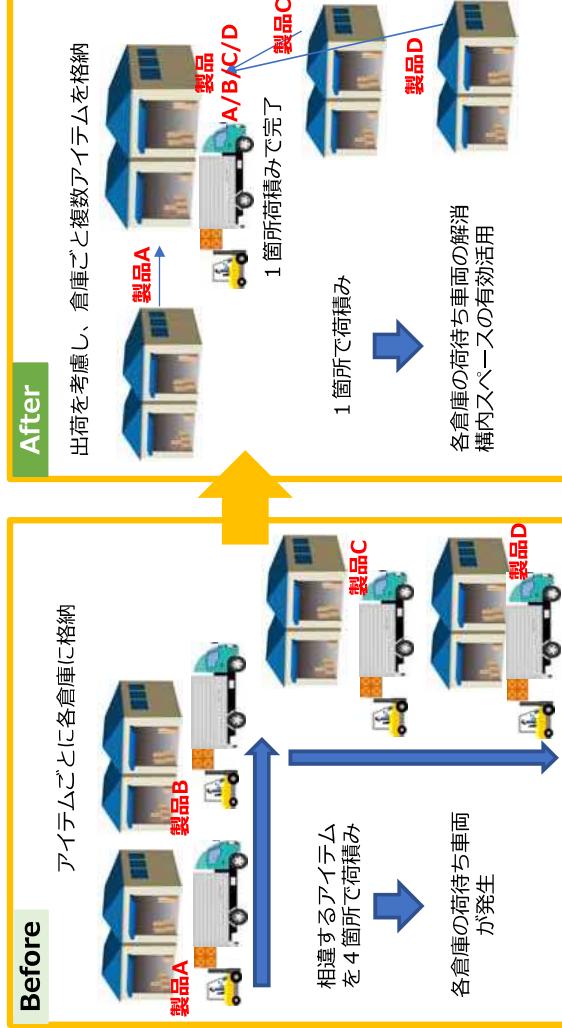
・発荷主は、アイテム毎の保管倉庫を見直し、保管効率、格納作業効率を優先させ、複数アイテムを1つの倉庫に保管し、巡回する箇所数を削減した。

Before

効果 構内滞留時間：80分

After

構内滞留時間：45分
(▲44%)



Topic 効率化に向けた「集約」

- 家庭紙分野では、製品単価が安いことから、納品回数等の集約化は物流コストの低減に極めて重要である。
- 効率化のキーワードは、「集約化」である。以下、複数種類の集約化方策が挙げられる。

集約化の実施方法



1 パレット化の早急な促進について

- 洗剤や化粧品等の一般的な日用品は、小売事業者の集中配送センター等で店舗ごとに必要な製品を必要な数量だけ折り畳み式コンテナやカゴ台車等に積み合わせて仕分けし効率的にルート配達されているが、家庭紙製品は高張る上に単価が安いことから、このルート配達の製品に積み合わせられず、家庭紙製品単独で卸業者が仕立てたトランクにおいて各小売店舗へ配達が行われている。
- この卸業者から小売店舗までの配達について、トラック運送事業者と個別に契約している場合は、トラック運送事業者は採算を取るためにできる限り多くの量を配達することになるが、特に都市内においては、小売店舗は小型化され、かつ、立地も多様化しているなかで、駐車禁止規制の強化等により荷卸しのための駐車場所の確保が困難などなっていること、ビル内のテナントへの納品方法が複雑になってしまっていることなど小売店舗への配達環境は苛酷になっており、さらなる長時間労働の原因となっている。

- 家庭紙製品の運送がトラック運送事業者に敬遠されている状況が見受けられるようになつた昨今、物流の変革のためにサプライチェーン全体で、消費者も含めて適正な物流コストの負担のあり方を議論しなければならないタイミングにきており、そのためには、具体的に課題と対策を提示しておきたいと考えて議論が進められる必要がある。
- その上で、既にパレット化が実現している製品だけでなく、現在パレット化されていない製品も含めて、パレットを用いて最大限輸送効率を確保できることを念頭において製品設計（＝デザイン・フォー・ロジスティクス。サプライチェーンマネジメントの最適化を図り、経済的な包装や、輸送に適した製品設計を行うという考え方。）を目指す必要がある。

- その際、発荷主である家庭紙メーカーと着荷主である卸業者が、お互いの課題を理解しつつも、「手積み・手卸しを解消する」ということを共通認識として強く持ちながら、協力的に、かつ大胆に取り組んでいくことが求められる。

2 コンパクト製品の普及促進について

- 輸送効率及び製品単価を向上させる方法としては、既存の製品からコンパクト製品への移行が効果的であると考えられる。とくにトイレットペーパーについては、単に少量多頻度納品の緩和や運送事業者の収益の確保にとどまらず、小売店舗の売り場スペースの効率化、さらには消費者の保管スペースの縮小にもつながり、サプライチェーン全体に効果をもたらすと考えられる。

- 物流面でトイレットペーパーのコンパクト製品のメリットを享受できるようにするために、消費者のニーズを踏まえつつ、既存製品からコンパクト製品に切り替えていく必要があり、消費者にコンパクト製品を選択してもらえるよう、消費者への訴求方法を十分に検討したうえで、製品のメリットを積極的に周知していくべきである。

- さらに、コンパクト製品は、トイレットペーパーについてのデザイン・フォーム・ロジスティクスを前進させる可能性を秘めていることから、サプライチェーン全体で物流の最適化が図られるよう検討を進め、普及を促していく必要がある。

3 小売店舗への配達方法の改善について

- 洗剤や化粧品等の一般的な日用品は、小売事業者の集中配送センター等で店舗ごとに必要な製品を必要な数量だけ折り畳み式コンテナやカゴ台車等に積み合わせて仕分けし効率的にルート配達されているが、家庭紙製品は高張る上に単価が安いことから、このルート配達の製品に積み合わせられず、家庭紙製品単独で卸業者が仕立てたトランクにおいて各小売店舗へ配達が行われている。
- この卸業者から小売店舗までの配達について、トラック運送事業者と個別に契約している場合は、トラック運送事業者は採算を取るためにできる限り多くの量を配達することになるが、特に都市内においては、小売店舗は小型化され、かつ、立地も多様化しているなかで、駐車禁止規制の強化等により荷卸しのための駐車場所の確保が困難などなっていること、ビル内のテナントへの納品方法が複雑になってしまっていることなど小売店舗への配達環境は苛酷になってしまっており、さらなる長時間労働の原因となっている。

- 家庭紙製品を小売事業者の集中配送センター等のルート配達に積み合わせる検討も必要である。都市内物流の環境整備の課題については、家庭紙の配達だけが抱えている課題ではなく、他の輸送品目でも同様であることから、都市内物流の効率化に向けて、例えばデベロッパーや商店街等の関係者がテナントや商店街の共同配達ポイントの設置を進めていくなど、先行事例を参考にしながら関係者が連携して取り組みを進めていく必要がある。

本ガイドラインは、「ホワイト物流」推進運動セミナー、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」等を通じた周知を図っていくことにより、荷主所管省庁等と連携して関係業界団体や個別企業へも周知を行う。

IV 参考資料

また、今年度実証実験において物流効率化に資すると認められた取り組みの中で深化が必要なものや、関係者との調整により今年度実証実験の実施にまで至らなかつた取り組み、その他物流課題の改善に資すると考えられる取り組みについてでは、実証実験等を行うことによつて、引き続き課題解決に取り組んでいくこととする。その際、関係者からの要請があれば適宜懇談会を開催し、引き続き委員からの助言も得ながら取り組みを進めていく。

本ガイドラインを世に送り出したことは、迫る物流危機に対応するための一つのスタートラインにすぎず、関係者が本ガイドラインを活用して課題解決の取り組みを前進させていかなければならぬ。さらに、「～家庭紙分野における今後の取り組みの方向性～」で示した課題について、ガイドラインの打ち手箇を関係者が昇華させ、家庭紙分野の物流を持続的なものにしていかなければならない。家庭紙分野の物流に関わるサプライチェーンの関係者には、本ガイドラインを活用しつつ、物流課題の解決に向けて何を為すべきかを真摯に検討し、能動的かつ継続的に取り組んでいただくことを期待するものである。

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善

長時間労働の改善に向けたガイドライン 拠点

改善に向けたステップ

- 1** 荷主とトラック運送事業者の双方で、トラックドライバーの労働条件改善の問題意識を共有し、検討の場を設ける

- 2** 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間の実態を把握する

- 3** 荷待ち時間の発生等、長時間労働の原因を検討、把握する

- 4** 荷主とトラック運送事業者の双方で、業務内容を見直し改善に取り組む

- 5** 荷主とトラック運送事業者間での応分の費用負担を検討する

- 6** 改善の成果を測定するための指標を設定する

- 7** 指標の達成状況を確認、評価することでさらなる改善に取り組む

取引環境と長時間労働の改善

ステップ1

荷主とトラック運送事業者の双方で、トラックドライバーの労働条件改善の問題意識を共有し、検討の場を設ける

- 荷主とトラック運送事業者が意見交換できる場（可能であれば関係者が同席する会議体）を設置する
- 問題意識の共有のため、定期的な意見交換を実施する



トラックドライバーはトラック運送事業者が雇用している社員ですので、その労働環境の改善については、一義的に「荷主が運送事業者が取り組まなければなりません。ただし、「他人の需要に応じて貨物を運送する」というトラック運送事業の性格上、需要側である荷主の理解、協力なくして改善を進めていくことは難しいことは事実です。したがって、改善に向けた取組みを進めて行くに当たって、まずは荷主とトラック運送事業者との間で、何が現場で課題になっているか等、労働条件の改善に関する問題意識を共有し、その機運を醸成するために荷主とトラック運送事業者が一つのテーブルにつく検討の場を設けることが大切です。

ただ、一口に荷主と言っても発地と着地で荷主が異なるケースもありますし、トラック運送事業者も元請、下請など複数のトラック運送事業者が関わっているケースも多いため、より実効性を高めるには輸送に関わる関係者全員をメンバーとした検討の場を設け、定期的な意見交換を実施することが望ましいと言えます。

トラックドライバーの
労働条件の改善



荷主と運送事業者の協力による取引環境と

ステップ2

労働時間、特に待ち時間や荷役時間の実態を把握する

- 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間を正確検討する
 - 時間管理のためのツールの導入を検討する

ドライバーの労働条件の改善のためには、実際の労働時間を正確に把握することが必須です。例えば荷待ち時間が問題なのであれば、どの場所で、どの位の時間（平均時間や最長・最短時間）、どの位の頻度で発生しているかをしつかりと把握することが必要です。何故なら、実態から改善の検討ができないからです。

理解と改善への協力を得るよう、コミュニケーションをとつていくことが重要です。運行中のデータはデジタルでもある程度把握できますが、積み卸しをはじめとした附帯作業時間の実態に関しては、スマートフォンのアプリなどで実態を簡便に把握するツールを活用してデータを収集することも有効でしょう。

ボタンをタップするだけ



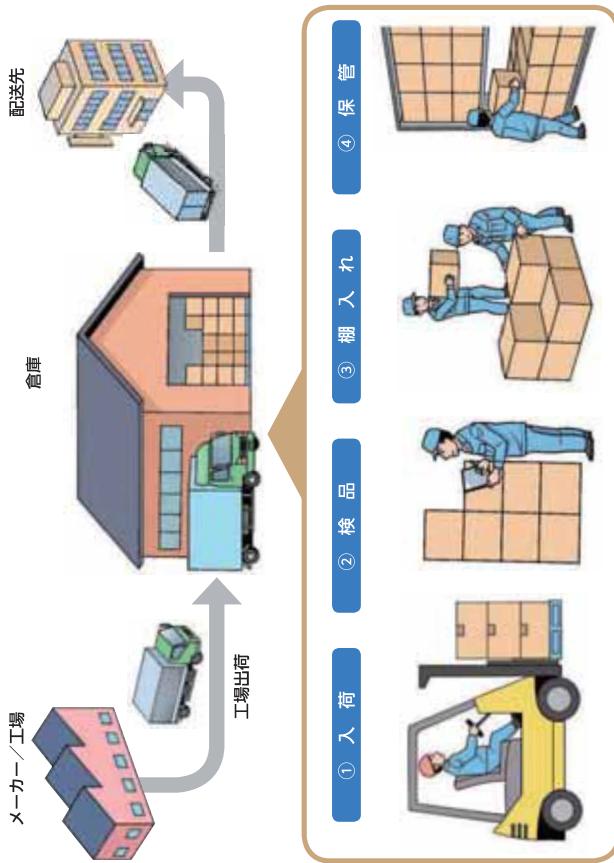
ステップ3

荷待ち時間の発生等、長時間労働の原因を検討、把握する

- 発荷主の生産・出荷スケジュールや附帯作業などを検証する
 - トラック運送事業者の運行計画、配車計画などを検証する
 - 着荷主の受け入れ体制や附帯作業などを検証する

労働時間、荷待ち時間の実態が把握できたら、次にその原因について把握、検証することが大切です。長時間労働や荷待ち時間等が「どこで、どれくらい起きているか」が分かっても、「それが何故起きているのか」が分からなければ、改善に向けた検討が困難になってしまいます。物流とは文字通り「物の流れ」で、輸送工程の個々の作業は点ではなく、全て繋つながっています。どこかの作業が滞れば物流全体が滞り、トラックドライバーの長時間労働につながることになります。

長時間労働の原因には発側にあるのか、それは生産工程に起因する問題なのか、積み卸しや搬入・搬出などの附帯作業に起因する問題なのか、運行計画や配車計画に見直しあるのかなど、輸送工程のどの部分がボトルネックとなっているのかをきちんと調べて、その原因を取り除くことが、長時間労働の改善にとって重要となります。

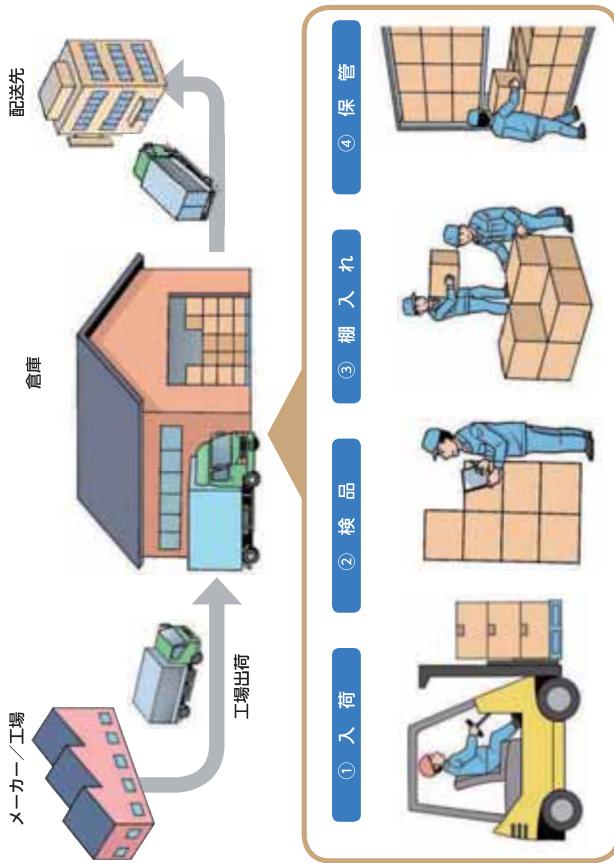


荷待ち時間の発生等、長時間労働の原因を検討、把握する

- 発荷主の生産・出荷スケジュールや附帯作業などを検証する
 - トラック運送事業者の運行計画、配車計画などを検証する
 - 着荷主の受け入れ体制や附帯作業などを検証する

労働時間、荷待ち時間の実態が把握できたら、次にその原因について把握、検証することが大切です。長時間労働や荷待ち時間等が「どこで、どれくらい起きているか」が分かっても、「それが何故起きているのか」が分からなければ、改善に向けた検討が困難になってしまいます。物流とは文字通り「物の流れ」で、輸送工程の個々の作業は点ではなく、全て繋つながっています。どこかの作業が滞れば物流全体が滞り、トラックドライバーの長時間労働につながることになります。

長時間労働の原因には発側にあるのか、それは生産工程に起因する問題なのか、積み卸しや搬入・搬出などの附帯作業に起因する問題なのか、運行計画や配車計画に見直しあるのかなど、輸送工程のどの部分がボトルネックとなっているのかをきちんと調べて、その原因を取り除くことが、長時間労働の改善にとって重要となります。



荷主と運送事業者の協力による取引環境と

長時間労働の改善に向けたガイドライン 拠点

ステップ4

荷主とトラック運送事業者の双方で業務内容を見直し、改善に取り組む

- 捜査、検証した長時間労働の原因について関係者間で協議する
- 荷主、トラック運送事業者それぞれができるなどを検討する

- 作業効率化のために必要な機器やソフトウェアの導入、作業手順の見直し等を検討する
- 関係者間で応分の費用負担を検討する

発地から着地までの物の流れのなかには、輸送だけでなく入荷、検品、仕分け、保管、ピッキング、包装、荷役、積込み、出荷、配達など様々なプロセスが存在し、様々な主体が関わっています。輸送部分に関しては主にトラック運送事業者が担っているケースがほとんどですが、その他のプロセスに関しては荷主自身が担っているケースもありますし、荷役作業会社が入って実施している場合もあるでしょう。

トラック運送事業者が担っている部分に起因しては、トラック運送事業者自身が改善を進めることができますが、荷主や荷役作業会社が担っている部分が原因となつて長時間労働や荷待ち時間等が発生しているのであれば、トラック運送事業者の自劔努力でこれを改善していくことは困難です。特に、荷主と荷主から委託を受けた荷役作業会社等とが存在する場合には、現場で荷受け等を行っている者と、プロセスを変える権限を有する者が分かれしており、誰に話をすれば良いのか分かりにくいう場合も多いかと思われますので、両者に参画してもらうことには大きな意味があります。

したがって、業務内容の見直し改善に当たっては、荷主とトラック運送事業者が協力し合いながら、それぞれができることに取り組んでいくことが必要となります。

課題や原因に対する具体的な対応策の検討には、後述の事例も参考にしてください。



ステップ5

荷主とトラック運送事業者間での応分の費用負担を検討する

- 作業効率化のために必要な機器やソフトウェアの導入、作業手順の見直し等を検討する
- 関係者間で応分の費用負担を検討する

- 作業効率化のために必要な機器やソフトウェアの導入、作業手順の見直し等を検討する
- 関係者間で応分の費用負担を検討する

長時間労働や荷待ち時間等の改善に向けた方策には様々なことが考えられます。例えば運行計画の見直しや作業動線の変更など、手順の見直しであればそれほど費用のかかるものではありません。しかし、工場内のレイアウト変更や物流システムの構築、物流機器の導入などであれば、そこには一定の費用が発生することになりますが、大きな成果もあります。

また、費用をかけるのであれば、誰に、どのような成果があるのかを検討する必要があります。したがって、改善を実施することによって荷主とトラック運送事業者が享受できる成果を想定し、これに基づいた応分の費用負担を検討することが、継続的な改善の取組みには必要です。



荷主と運送事業者の協力による取引環境と

長時間労働の改善に向けたガイドライン 拠点

ステップ6

改善の成果を測定するための指標を設定する

- 改善効果を測るための数値目標を設定する
- 問題点と改善に向けた意識を関係者間で共有する

改善の成果をきちんと把握するためには、その成果を測定するための指標を設定し、数字で示すことで効果の「見える化」を測ることが効果的です。労働条件改善に向けた指標としては、拘束時間や連続運転時間など改善基準告示に示された基準が代表的ですが、それ以外にも問題の発生している場所によって、例えば荷主庭先での待機時間や、附帯作業にかかる時間、入出庫作業にかかる1時間当たりの処理個数、単位当たりの物流コストなどの目標値を設定し、達成度合いに基づいて改善効果を定量的に測定する手法のことを「KPI」と言います。KPIとはKey Performance Indicatorの略で、目標の達成度合いを評価するために用いる「重要業績評価指標」のことです。

改善の成果を測定するためには、問題点と改善に向けた意識を関係者間で共有する必要があり、そのためには問題の状況を定量指標により定期的に計測し、目標を設定して改善に取り組むことが望ましいものです。

国土交通省では「物流事業者におけるKPI導入の手引き」を策定していますので、こうしたものを活用することも有効です。



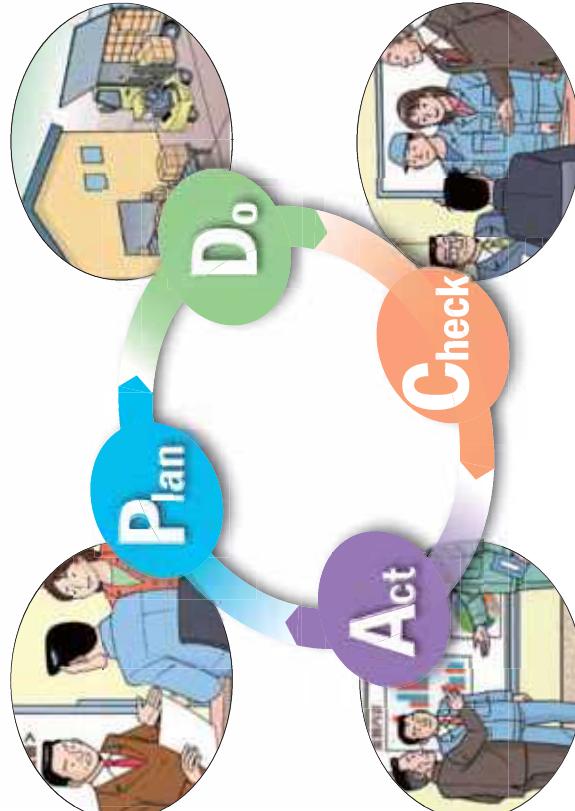
ステップ7

指標の達成状況を確認、評価することであらなる改善に取り組む

- 設定した数値目標を定期的にモニタリングする
- 数値目標の達成度合いについて関係者間で共有する

改善の成果を測定するための複数の指標を設定した場合、目標が達成されている指標もあれば、達成されなかつた指標もあるでしょう。こうした達成度合いを定期的にモニタリングしながら、さらなる改善につなげていく手法のことをPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Act cycle)と言います。

具体的には、「Plan：実態把握に基づき改善計画と成果測定のための指標を作成」し、「Do：その計画に沿って改善を実行」、その結果を定期的に「Check：改善が計画に沿っているかどうかを指標に基づき評価」し、「Act：指標が達成できていない部分とその原因を調べて、さらなる改善を行う」という4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法です。明確な目標を設定し、その結果を数値で示すことによって達成度合いが「見える化」されるため、関係者間でのスムーズな情報共有がなされるとともに、持続的な改善活動が可能となります。



STEP2 実態の可視化

STEP3 実態の可視化

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン 拠点

長時間労働の改善に向けたガイドライン 拠点

ステップごとの取組みの具体的なイメージと流れ

輸送にかかる
関係者が
全員集まるのが
理想！

ステップ1 問題意識を共有する場の設置



拘束時間
(運転時間、荷待ち
時間、荷役時間等)
の実態を
きちんと**数字で**
把握する！

ステップ2 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間の把握



ステップ3 長時間労働の原因を把握（例えば荷待ちや荷役発生の原因など）



荷待ちや
荷役時間が原因で
「なぜ荷役時間がかかるか」
「なぜ荷待ち時間がかかるか」
を把握する

ステップ4 業務内容を見直し、改善に取り組む



時間がかかるついている
作業の内容を見直し、
改善への取組みを
検討！

ステップ5 応分の費用負担を検討



改善のための
費用負担について
関係者間で協議

ステップ6 成果測定のための指標を設定



できるだけ具体的な
数値で目標を設定！

ステップ7 目標数値と実績値を比較・検証、さらなる改善へ！

労働条件改善のためのチェックリスト

ステップ1 荷主企業と運送事業者の双方で、労働条件改善の問題意識を共有し、検討の場を設ける	<input checked="" type="checkbox"/> ● 荷主企業、運送事業者が同席する会議体を設置したか <input type="checkbox"/> ● 問題意識の共有のため、定期的な意見交換日程を設定したか
ステップ2 労働時間、特に荷待ち時間の実態を把握する	<input checked="" type="checkbox"/> ● 労働時間、荷待ち時間の正確に把握する方法を検討したか <input type="checkbox"/> ● 時間管理のための機器の導入を検討、選択したか
ステップ3 荷待ち時間の発生等、長時間労働になっている原因を検討、把握する	<input checked="" type="checkbox"/> ● 発荷主の生産・出荷スケジュールや付帯作業などを検証したか、 <input type="checkbox"/> ● 運送事業者の運行計画、配車計画などを検証したか、 <input checked="" type="checkbox"/> ● 着荷主の受け入れ体制や付帯作業などを検証したか、
ステップ4 荷主企業、運送事業者の双方で、業務内容を見直し改善に取り組む	<input checked="" type="checkbox"/> ● 検証、把握した長時間労働の原因について関係者間で協議したか、 <input type="checkbox"/> ● 荷主企業、運送事業者それぞれができることが何か検討したか、
ステップ5 荷主、トラック運送事業者間での応分の費用負担を検討する	<input checked="" type="checkbox"/> ● 作業効率化のために必要な機器の導入を検討したか、 <input type="checkbox"/> ● 関係者間で応分の費用負担を検討したか、
ステップ6 改善の成果を測定するための指標を設定する	<input checked="" type="checkbox"/> ● 改善効果を測るための数値目標を設定したか <input type="checkbox"/> ● 問題点と改善に向けた意識を関係者間で共有化したか、
ステップ7 指標の達成状況を確認、評価することであらわる改善に取り組む	<input checked="" type="checkbox"/> ● 設定した数値目標を定期的にモニタリングしたか、 <input type="checkbox"/> ● 数値目標の達成度合いについて関係者間で共有したか

改善基準告示(トラック運転者関係)の概要

働き方改革についての相談窓口

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、労働大臣告示である「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（略称「改善基準告示」）があります。

日々の運行では、これを遵守することが必要です。

改善基準告示等の概要是、以下のとおりです。

改善基準告示 基 準 告 示 等 の 概 要

項目	1カ月	293時間	労使協定があるときは、1年のうち6カ月までは、1年間にについての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間まで延長可
拘束時間	1日	原則13時間 最大16時間（15時間超えは1週2回以内）	継続8時間以上 トラックドライバーの住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。

休 息 期 間

拘 束 時 間

休 息 期 間 の 特 例

隔 日 勤 務 の 特 例

休 息 期 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

連 続 運 転 時 間

連 続 運 転 時 間 の 特 例

働き方改革推進支援センター

- 働き方改革の実現に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な悩みを解消するため、無料のワンストップ相談窓口を開設し、社会保険労務士などの専門家からの支援を実施

- 連絡先：各都道府県の働き方改革推進支援センター
検索エンジンから「働き方改革推進支援センター」で検索



働き方改革推進支援センター
Q検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



補助金・助成金

等の一覧

令和2年4月1日時点

厚生労働省	働き方改革推進支援助成金	・生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に必要な費用の一部を助成。
厚生労働省	業務改善助成金	・生産性向上のための設備投資(運行経路管理システム・動態管理制度)や高年齢者向けの雇用管理制度の導入等の措置を実施した事業主に対して経費の一部を助成。
厚生労働省	65歳超雇用推進助成金	・高年齢者の就労機会を確保するため、65歳を超えた継続雇用制度や高年齢者向けの雇用管理制度の導入等の措置を実施した事業主に対して経費の一部を助成。
厚生労働省	人材確保等支援助成金	・雇用管理改善、生産性向上等の取り組みを通じて、従業員の職場定着の促進等を図る事業主等に対して助成。
厚生労働省	人材開発支援助成金	・職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。
経済産業省 国土交通省	トラック輸送における省エネ化推進事業	・トラック運送事業者の「車両動態管理システム」及び荷主の「予約受付システム」等の導入を支援。
経済産業省	サービス等生産性向上IT導入支援事業	・中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や自動化を行つ工具(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援。
経済産業省	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業	・中小企業等が行つ、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善(リサイクル等)に必要な設備投資等を支援。
国土交通省 (環境省)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業) (国土交通省連携事業)	・中小トラック運送事業者について、燃費性能の優れた低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援。
国土交通省 (環境省)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動化対応トラック等導入加速事業) (国土交通省連携事業)	・トラック事業者について、先進環境対応の車両(大型CNGトランク、電気トラック等)導入を支援。
国土交通省	自動車事故対策費補助金	・先進安全自動車(ASV)や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取り組みを支援。
国土交通省	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業	・トラック事業者について、HVトラック・CNGトラック等の導入を支援。
国土交通省	物流効率化に関する支援制度(物流総合効率化法に基づく支援)	・荷主、物流事業者など事業者間の連携・協働による物流効率化の取り組みについて、認定を受けた事業者に対し、立ち上げ時の補助や税制優遇、保険制度の特例等により支援。
(公社)全日本トラック協会	準中型免許取得助成事業	・各都道府県トラック協会の会員事業者について、トラックドライバーとして採用した高等学校新卒者等の若年者の準中型免許取得のために指定教習所等でかかる費用を助成。
(公社)全日本トラック協会	経営診断受診促進事業	・各都道府県トラック協会の会員事業者について、全日本トラック協会の標準経営診断システムによる経営改善を図るためにあたって、全日本トラック協会または各都道府県トラック協会が推薦する中小企業診断士等による診断を受診した場合に、経営診断・経営改善相談費用の一部を助成。
国土交通省 (環境省)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(社会変革と物流脱炭素化同時実現する先進技術導入促進事業) (国土交通省連携事業)	・エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するための設備や技術等(連結トラック、スマートボディコンテナ車両等)の導入を支援。

※ 補助金・助成金等についてはそれぞれの受付窓口等にお問い合わせください。
以下のようにインターネットサイトで、補助金・助成金の名称を入力して検索すると、
詳細な情報を入手することができます。

Q 検索
補助金・助成金の名称